

人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金制度)について 平成29年度より制度が変更となりました!!

1 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。この制度のうち FOOMA アカデミーは、「一般訓練コース」の申請が可能です。

2 対象となる事業主

この助成金を受給するためには、次の全ての条件を満たす必要があります。

- ①雇用保険適用事業所の事業主であること
- ②労働組合などの意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること
- ③職業能力開発推進者を選任していること
- ④年間職業能力開発計画または制度導入適用計画届の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該計画を実施した事業所において、雇用する被保険者を解雇等事業主都合により離職させた事業主以外の事業主であること。
- ⑤年間職業能力開発計画または制度導入適用計画届を提出した日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業者都合により離職した者の数を、当該事業所における支給申請書提出日における被保険者数で除した割合が6%を超えている事業主以外の者であること。
- ⑥従業員に職業訓練などを受けさせる期間中も、所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金の額を支払っていること（育児休業中の訓練、海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練を除く）
- ⑦支給対象経費を事業主が全額負担していること（グローバル人材育成訓練において、海外で実施する訓練費用（住居費・宿泊費・交通費）を除く。）

3 支給額について

対象：中小企業、一般訓練コース(Off-JT)の場合

①助成率

賃金助成 380円（1人/1時間）、経費助成 30%（但し、生産性要件を満たす場合は助成額が変わります）
1事業所が1年度に受給可能な助成金限度額 500万円
助成対象訓練時間 20時間以上

②受講数の制限

助成対象となる訓練等の受講回数の上限は、1人当たり1年度※3回までです。（「年間職業能力開発計画期間」内）

4 申請について

(1) 申請の流れ

- ①「事業内職業能力開発計画」「年間職業能力開発計画」の策定・職業能力開発推進者の選任
- ②都道府県労働局に 訓練実施計画届の提出
- ③「年間職業能力開発計画」に従い、訓練を実施
- ④支給申請書と必要書類を都道府県労働局に提出

5 ご注意及びお問い合わせ先

助成金の申請及び適用については各都道府県労働局に必ずご確認ください。

（適用とならない場合、あるいは上記「一般訓練コース」以外が適用となる可能性もあります。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html